

介護職員等特定処遇改善加算における職場環境要件について

- 当法人は、「介護職員等特定処遇改善加算」を算定しています。
- 見える化要件に基づき、当法人の処遇改善（賃金以外）の具体的な取り組みを公表します。

【職場の環境等要件についての見える化】

区分・分類	内容	具体的実施事項
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・理念の掲示。 ・教育体系の整備。 ・キャリアパス要領、業務管理体制整備規程の設定に伴う法令順守とコンプライアンスの充実。 ・ハラスメント防止に関する規程の整備と実行。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	<ul style="list-style-type: none"> 各種資格取得 ・初任者研修受講 ・実務者研修受講 ・介護福祉士試験 等において費用の半額を法人が助成します。 ・喀痰吸引、認知症ケア等については、全額法人負担とします。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正職員転換の制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 第9章 第19条において ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の勤務時間を午前9時から午後4時(休憩1時間)の6時間とする旨を記載しています。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員に対して、年1回の健康診断およびストレスチェックを実施しています。 ・職員休憩室では、飲物の自動販売機で職員に無料で提供しています。
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整顿・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会議にて5S活動の周知、実践、確認を実施しています。 ・全ての職員に対しては、リーダーより職場環境に対する注意喚起を実施しています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会の活動を通してケア内容の改善を実施しています。 ・ミーティングにて日々のご利用者様の情報を共有しケアを実施しています。